国会事項

衆　議　院

議案提出

十一月十日議員から提出した議案は次のとおりである。

ＡＰＥＣの場での「ＴＰＰ交渉協議への参加表明」に反対する決議案（小野寺五典外十七名提出）

要求書受領

十一月十日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

ＡＰＥＣの場での「ＴＰＰ交渉協議への参加表明」に反対する決議案　小野寺五典外十七名提出

議案送付

十一月十日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成二十三年度一般会計補正予算（第３号）

平成二十三年度特別会計補正予算（特第３号）

平成二十三年度政府関係機関補正予算（機第２号）

質問主意書提出

十一月十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＧＰＳ波浪計の設置に関する質問主意書（大口善徳提出）

冤罪の定義に関する質問主意書（浅野貴博提出）

新規就農者への支援制度に関する質問主意書（木村太郎提出）

参　議　院

議案受領

十一月十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

平成二十三年度一般会計補正予算（第３号）（閣予第二号）

平成二十三年度特別会計補正予算（特第３号）（閣予第二号）

平成二十三年度政府関係機関補正予算（機第２号）（閣予第三号）

議案付託

十一月十日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

平成二十三年度一般会計補正予算（第３号）（閣予第二号）

平成二十三年度特別会計補正予算（特第３号）（閣予第二号）

平成二十三年度政府関係機関補正予算（機第２号）（閣予第三号）

予算委員会に付託

質問主意書提出

十一月十日議員から次の質問主意書が提出された。

福島全県民の精神的損害及び自主避難に対する野田内閣の心ない対応に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第一九号）

人事異動

金　融　庁

（証券取引等監視委員会事務局開示検査課長）内閣府事務官　石田　晋也

総務企画局付を命ずる

（監督局保険課損害保険・少額短期保険監督室長）同　岸山　敏浩

監督局総務課協同組織金融室長を命ずる

（監督局保険課長）同　小原　広之

兼ねて監督局保険課損害保険・少額短期保険監督室長を命ずる

（監督局総務課協同組織金融室長）同　齋藤　馨

証券取引等監視委員会事務局開示検査課長を命ずる（以上十一月十日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十一月十一日ポーランド国の独立記念日につき、同月十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第３条第２項第２号及び土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第12条第１項の規定に基づき、平成23年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定を次のとおり行う。

平成 23 年 11 月 14 日

法務大臣　平岡　秀夫

1　申請資格　土地家屋調査士法第３条第２項第１号に規定する研修の課程を修了した者

2　申請期間　平成23年11月24日（木曜日）から平成23年12月７日（水曜日）まで

3　認定申請書の提出等　認定を受けようとする者は、日本土地家屋調査士会連合会から交付を受けた認定申請書を２の申請期間内に自己が入会している土地家屋調査士会（土地家屋調査士会に入会していない者にあっては、その者の住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに設立された土地家屋調査士会）に提出し、当該土地家屋調査士会においては、各認定申請書を取りまとめた上、平成23年12月９日（金曜日）までに当該土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に提出すること。

なお、認定申請書を提出するに当たっては、認定申請書に土地家屋調査士特別研修の考査成績証明書を添付すること。

4　認定手数料　2,400円の額に相当する収入印紙を認定申請書に貼って納付すること。

5　認定者の発表　法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者（認定者）の発表は、平成24年２月１日（水曜日）の午後４時に認定申請書を提出した土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局（以下「申請法務局」という。）において認定者の申請番号及び氏名を掲示して行うほか、同日時に認定者の申請法務局及び申請番号を法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）に掲載する。また、上記発表後、認定者の申請法務局、申請番号及び氏名を官報に公告する。

なお、認定者本人には、認定証書を交付する。

おって、認定者が認定を受けるに当たり、登録免許税として5,000円の額に相当する収入印紙の納付が必要となるので、別途指定する方法により納付すること。

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本運輸産業労働組合連合会から、年末一時金等の要求に関して、平成23年11月18日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（全国）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 23 年 11 月 14 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

北海道	ヤマト運輸株式会社、札幌通運株式会社、北海道通運株式会社、旭川通運株式会社、北見通運株式会社、岩見沢通運株式会社、札樽自動車運輸株式会社、日通函館運輸株式会社、北海道急行運輸株式会社、日通札幌運輸株式会社、日通帯広運輸株式会社、松岡満運輸株式会社、日通室蘭運輸株式会社、北見日通運輸株式会社、日通旭川運輸株式会社、日通釧路運輸株式会社、美唄通運株式会社、日通札幌市場荷扱サービス株式会社、株式会社トッキュウ、日通札幌流通サービス株式会社、日通小樽運輸株式会社、共立空輸株式会社、東札幌日通輸送株式会社、中央トラック株式会社、広尾海運荷役株式会社、株式会社道央通商旭川、北海道名鉄運輸株式会社、函館エアサービス株式会社、札通自動車工業株式会社、日本フレートライナー株式会社、東京エフ・エル・サービス株式会社、名鉄ゴールデン航空株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社及びヤマトホームコンビニエンス株式会社
青森県	ヤマト運輸株式会社、新潟運輸株式会社、八戸通運株式会社、八戸運輸倉庫株式会社、弘前運送株式会社、東北名鉄運輸株式会社、武蔵貨物自動車株式会社、株式会社丸運液体輸送東北、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社及び日本貨物急送株式会社
岩手県	ヤマト運輸株式会社、王子運送株式会社、新潟運輸株式会社、三八五通運株式会社、岩泉自動車運輸株式会社、東北名鉄運輸株式会社、東北トラック株式会社、武蔵貨物自動車株式会社、株式会社丸運、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社及び日本貨物急送株式会社